我々は、取引先と共存共栄の関係を築くため

パートナーシップ構築宣言

取り組みを推進しています

パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、
サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、
取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、
サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組です。



パートナーシップ構築宣言では、下記項目を宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携
オープンイノベーション、IT実装グリーン化　等

中小受託事業者との望ましい取引慣行（「振興基準※」）の遵守
※振興基準｜https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html

「宣言」はポータルサイト上に公表されています
（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト **https://www.biz-partnership.jp**

内閣府　中小企業庁

当協会と都道府県協会の連携により中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

振興基準のポイント

1 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指しましょう!

委託事業者と中小受託事業者の双方が適正な利益を得て、
サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄の関係を目指すことが求められます。

2 発注の改善に努めましょう!

- 委託事業者は、契約条件の明確化を徹底する。
- 適正な知的財産取引を行う。
- 中小受託事業者に対する発注分野の明確化、発注の安定化に努める。
- 中小受託事業者にとって無理のない納期にするよう努める。

3 情報化に向けて積極的に対応しましょう!

- 中小受託事業者は、業務の情報化に積極的に取り組む。
- 委託事業者は、中小受託事業者の情報化に向けた取組を支援する。

4 取引条件を改善しましょう!

- 委託事業者は、中小受託事業者に対し、威圧的な交渉をしない。
- 取引対価は十分に協議の上決定し、合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない。
- 中小受託事業者からの協議の申出には応じる。
- 労務費転嫁指針を遵守する。
- 買いたたきや、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請を行わない。
- 代金支払は、できる限り現金で、受領日から60日以内に行う。
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める。
- 納品の検査、支給材の支給、設備等貸与の方法を予め協議して定める。
- 型取引の適正化に努め、型・治具の無償保管要請を行わない。
- 働き方改革を阻害する取引を行わない。

5 中小受託事業者の連携を進めましょう!

以下の計画制度を活用する。

振興事業計画

委託事業者と中小受託事業者が協力し、設備の導入や事業の共同化などの事業計画を策定して、
大臣の承認・金融支援を受けることができる制度。

特定連携事業計画

2以上の中小受託事業者が協力して新製品開発などを行う事業計画を策定し、大臣の認定・金融支援を受けることができる制度。特定の委託事業者への依存の状態の改善を目的とする。

6 自然災害等に備え、災害時には協力して行動しましょう!

- 自然災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが寸断されないよう、連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。
- 自然災害等の影響を受けた中小受託事業者との取引に配慮する。
- 中小受託事業者の計画的な事業承継に向けて取り組む。

7 取引における紛争の解決に努めましょう!

- 取引に係る紛争の未然防止体制を整備する。
- 委託事業者は、紛争に関する協議に応じるものとし、解決に向けたあっせん等を活用するよう努める。

8 価格交渉・価格転嫁のツールを活用しましょう!

中小受託取引適正化法ガイドブック	自主行動計画	取引適正化ガイドライン
価格交渉ハンドブック	労務費転嫁指針	価格交渉講習会